

千葉市公告第271号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年3月20日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市農業委員会タブレット端末等賃貸借契約（長期継続契約）

(2) 調達物品の品質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年6月30日

(4) 賃貸借期間

令和5年7月1日から令和7年6月30日までの24か月間

(5) 納入期限

令和5年6月30日

(6) 納入場所

千葉市経済農政局農政部農地活用推進課（千葉市農業委員会事務局）
（千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟7階）

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格（業種：（大分類）リース、（中分類）電気・通信機器）の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、キについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条又は地方税法（昭和25年政令第245号）附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの。

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

3 契約事務担当課

〒260-0026

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階

千葉市経済農政局農政部農地活用推進課

電話 043-245-5768

電子メールアドレス nochikatsuyo.EAA@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配布

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「物品」のページ（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujohto/anken/buppin/index.html>）に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

(2) 提出期間

公告の日から令和5年3月27日（月）まで

(3) 提出方法

入札参加資格確認申請書等は、前記3の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便による場合は、封筒に「入札参加資格申請書等在中」と朱書きして、前記3の契約事務担当課宛てに、令和5年3月27日（月）までに書留郵便にて必着のこと。

(4) 入札参加資格の確認通知

令和5年3月29日（水）までに、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を発送する。

5 入札説明書の交付

公告の日から千葉市ホームページ内「入札情報等」の入札（見積）募集案件「物品」のページ（<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujohto/anken/buppin/index.html>）に掲載するので、当事業の箇所からダウンロードして使用すること。

6 質問の受付

(1) 提出期間

令和5年3月20日（月）から令和5年3月27日（月）午後5時00分まで

(2) 提出方法

前記3の契約事務担当課の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題は「千葉市農業委員会タブレット端末等賃貸借契約（長期継続契約）に関する質問」とすること。

持ち込み、郵送、FAX、電話等による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は契約事務担当課が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差支えない。

(3) 質問に対する回答

令和5年3月29日（水）までに、当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加資格確認申請者に対して電子メールにて回答する。

7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和5年4月5日(水)午後2時00分(郵送の場合は、前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと)
- (2) 入札及び開札の場所 千葉コミュニティセンター2階 農業委員会室
(千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階)
- (3) 入札方法
入札金額は、契約初年度(令和5年7月1日から令和6年3月31日まで)に要する借入金額の税抜額を記載すること(借入期間全体の総額ではないので注意すること。)
(参考: 入札金額=月額単価の税抜額×9か月)
- (4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする)
- (5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- (6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

8 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者、又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。

9 その他

- (1) 契約保証金 要(当該年度における契約額の1/10以上。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする)
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、千葉市経済農政局農政部農地活用推進課で閲覧できる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。
- (6) 契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結、又は契約の解除を行う。